

令和 7 年台風 15 号被災者支援活動報告書

2025 年 10 月 1 日作成/ 10 月 26 日追加

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会/防災研究会

(編集：馬淵大畿/吉田建彦)

目次	ページ
1. 防災会議及び議事録	1～2
2. 「生活何でも相談」募集チラシ	3
3. 現地支援活動報告及び相談風景写真	4～11
4. 現地支援活動交通費	12
(10月26日追加)	
5. 現地地盤調査及び写真	13～14
6. 現地地盤崩壊調査交通費	15

1. 防災会議（「災害時支援活動計画」第4項・5項による）開催

日時：2025 年 9 月 9 日(火)

場所：オンライン形式

出席者：

加藤支部長、松世事務局長

防災委員会：馬淵防災委員長、山之上委員、吉田防災研究会長

その他参加者：岡井、牧野、岩田、石垣、森田各会員

議題：静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、2025 年 9 月 5 日の台風・突風・竜巻による牧之原市・吉田町における被災者に対する支援活動に参加する件。

決定事項：支援活動は現地被災者相談活動であり、県支部会員は個別にエントリーする。

支部長より会員に参加を呼び掛ける。

防災活動期間：2025 年 9 月～終了時期は未定

2025 年度-静岡県支部 防災会議 議事録		開催日時	令和 7 年 9 月 9 日 (火) 20:00~20:40		
		場 所	Zoom		
		作成者	松世麻理子	作成日	2025/09/09
出席者		加藤信之 支部長 防災委員会：馬淵大幾 防災委員長、山之上誠 委員 防災研究会：吉田建彦 会長 その他参加者：岡井政彦、牧野好秀、石垣治久、森田 一徳 岩田良明、松世麻理子			
配布資料		なし			
1. 議題 静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、2025 年 9 月 5 日の台風 15 号の豪雨災害による被災者支援活動に参加する件。					
2. 決定事項 ・静岡県災害対策士業連絡会の支援活動について、県支部会員は各自判断で個別にエントリーする（「伝助」に入力する） ・支援活動に参加する人は、馬淵氏に連絡し、ビブスを入手、着用する。 ・支援活動に参加する人は、事前に「被災者現地支援活動 Q&A」に目を通すこと。 ・支援活動に参加した人は、後日吉田氏に報告書を送付する。（報告書フォーマットあり） ・9/10 の「被災者相談のためのオンライン研修」にできるだけ参加する。 ・牧之原市窓口（公共建築課長 新井氏）にお見舞いのメールまたは電話をする。 担当：山之上氏 ・本日の決定事項を県支部役員＋防災支援専門家登録者に知らせる。 ・今回の災害を機に、防災支援専門家登録者を募集、更新する。 一般募集と特定会員に対するピンポイントの支援員登録要請（この方が効果的）を行う。					
以上					

令和7年台風15号

予約不要・無料

専門家による

生活なんでも相談

りさい
罹災証明書を
とった後は
どうしたら？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

被災した家の
修理・解体…
まだ迷ってる…

竜巻で瓦が飛んで
隣家を傷つけて
しまった
(傷つけられた)

日 時

2025年9月11日～ 終了時期未定
10:00～16:00 (当面土日祝も開催)

場 所

牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」
住所: 牧之原市静波991-1

- ★ 曜日や時間帯、場所が変更となることもあるため、最新情報を
牧之原市や静岡県弁護士会ホームページでご確認ください
- ★ どなたでも(牧之原市以外の方も)ご相談いただけます

具体的なご相談がない方でもお寄り下さい。
様々な支援制度の情報提供をしています。

主催

静岡県災害対策士業連絡会

静岡県弁護士会

☎ 054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士・中小企業診断士の各団体加盟

3. 現地支援活動報告及び相談風景

防 災 支 援 員 現 地 支 援 活 動 記 録

4 / 1 5

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

対象災害：2025年9月5日の台風15号の豪雨災害（竜巻）による被災者支援活動

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会の支援活動に参加

防災支援員（記録者）氏名：牧野 好秀

同行防災支援員氏名：なし

現地への交通手段：自家用車 往復 30 k m

支援場所：牧之原市静波 牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」

支援対象者：専門家による生活なんでも相談

支援日時：2025年9月14日 10：00～13：00

本日の自治体対応：

本日の他士業等活動状況：弁護士会、司法書士会、行政書士会など15名程度

支援業務内容：

相談コーナーへの来訪者の質問に弁護士会や司法書士会の会員と組んで対応した。

1.

突風（竜巻）のとき、在宅中ですぐに窓のシャッターを閉めたので、被害は少なかった。倒れた電柱でブロック塀とフェンスが壊れたが、直してもらえないか。

⇒想定風速（40m/s）以上の風が吹いて壊れたものなので、電力会社に補償を求めるのは難しいと思います。

2.

3年前に建てた建物で戸袋と玄関の扉が壊れた。屋根の上に30枚のソーラーがあるが、状況は分からない。

⇒火災保険の保険会社、および応急修繕について自治体に相談することを勧めた。

技術士会として留意すべき事項

相談者は様々な悩みを持っています。話をよく聴いて、他の士業の方々と協同して対応されるとよいと思います。

対象災害：牧之原市竜巻被害

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員（記録者）氏名：加藤信之

同行防災支援員氏名：

現地への交通手段：自家用車、往復200km、高速道路使用

支援場所：牧之原市健康福祉センターさざんか

支援対象者：

支援日時：2025年9月14日（日）13:00～16:00（17:00）

本日の自治体対応：市の職員が数名常駐

本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、税理士、

支援業務内容：本日午後だけで6件相談あり、罹災証明は来週からのため、現時点では写真のみで判断している。相談者のほとんどが支援制度について知見がないため、仮設住居としてアパートを借りようとしていた方が多かった。

①祖父の家が被災、画像を見る限り半壊以上。家自体が古いので建て直すことを考えている。→所有者が90代ということもありリバースモーゲージを提案。

隣家の瓦が自分の敷地内にたくさん落ちてきた→本来であれば隣家の責任で除去するが、このような事態の場合はボランティアに片づけをお願いするのがよい。

②屋根の一部が損傷、瓦屋の順番待ち。見積まではやってもよいが、お金を支払わないよう注意していた。払うと補助金がもらえなくなる可能性あり。

③屋根の1～2割が損傷、ガラスも5か所程度損傷、内部にも破片が突き刺さっているが、写真を見る限り半壊には届かないか？まずは罹災証明で、雑損控除として確定申告することを勧められた。

④半壊以上（推定）であり、築38年の住宅。古いので建て替えしたいが、仮設住宅としてアパートを借りようとしていた。→借り上げ型応急住宅が使えるので、罹災証明をまず取得する。その後アパートを借り上げ型応急住宅として借りる手続きをする。そのアパートは昭和56年の耐震基準を満たしている必要があるため確認する。※この制度は吉田町で制定されているが牧之原市では未制定。もうすぐ対応できるとのこと。

⑤敷地内の離れ（車庫として使っていて非住家）が被災したが非住家のため補助する制度がない。まずは罹災証明、火災保険の契約に離れが入っているか保険会社に直接連絡することを勧める。7

技術士会として留意すべき事項

相談会の内容は支援の紹介がほとんどであり、大体同じパターンで弁護士の方が説明していた。

何度か聞いていると説明のパターンとか支援内容がわかるようになるので、わからなくても聴くのは大前提。

事前に支援内容を勉強しておくことはもちろん大事だし、相談会内容が理解できるようになる。

あと、支援制度がかなり複雑で、「役所に聞いてくれ」と言われても相談者の理解が追い付かない状況が多くあった。相談者も70代だったりするので、相談先に紙を渡すだけで話が進むような連絡票などがあるとよいと思った。

対象災害：牧之原市竜巻被害

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員（記録者）氏名：山之上 誠

同行防災支援員氏名：岡井 政彦

現地への交通手段：自家用車、往復84km、高速道路使用（東名久能山～吉田IC往復 片道890円）

支援場所：牧之原市健康福祉センターさざんか

支援対象者：

支援日時：2025年9月15日（月）10:00～16:00（延6時間）

本日の自治体対応：市の職員が数名常駐（罹災証明申請手続きを被災市民へ説明する役割）

本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、税理士、中小企業診断士、行政書士、建築士会

支援業務内容：本日午前5件、午後は4件の計9件の相談があった。

9件中3件の内容を紹介する。

1件目

相談者は、名義人ではない身内の方（娘さん）です。母屋は住める状態であるが、隣人の家に自宅倉庫が倒れ損害を与えてことについて相談があり、作業内容によるが社会福祉協議会を通じてボランティアを紹介できることを説明した。相談者の家屋は、母屋とお茶工場があり倉庫は付随する建物である。

罹災証明を申請する流れを説明したが、相談者の娘さんは名義人ではなく、罹災証明申請について法務局に相談してほしいと弁護士から助言された。一般的には、罹災証明書発行内容に基づいて公費解体などの手続きがされる、税理士からは雑損控除について説明をひと通りされた。親子関係に問題があるようでこのような状況ではスムーズにはかどらないことを感じる案件であった。

2件目

相談者は住家の被害に対しての相談であった。仮設住宅には入らなくても自宅で住める状況。屋根のはがれた箇所には、緊急修理制度を活用し、業者リストから業者を選び対応を終えている。災害発生から1か月（10/4まで）の期間となっている。応急修理制度についても罹災証明が確定するまえに応急修理の申し込みは可能であることを弁護士から説明があった。仮設住宅には住めない条件も含め、何でも相談してほしい。

3件目

相談者は若い夫婦で持ち家（ローン購入）で築4年の住宅だが、突風で屋根瓦、窓ガラスの一部が被害を受けた。漏水防止にブルーシートをかけて養生している。なんとか住める状態である。保険は使うが、公的な補助について内容を知りたい。弁護士からは、屋根、ガラス窓からの水の影響があることをできるだけ調査し、壁面などへの漏水の後など不具合について写真などで証拠を作っておくことを話した。持参された写真お見る限り半壊、中規模半壊の可能性をコメントした。罹災証明書が発行されたら再度相談会に来てほしい。保険についても保険金の額に注意、保険会社へ直接聞くことも必要とアドバイスした。応急修理制度活用についても建築したハウスメーカーともよく打ち合わせをして、公的補助金と保険金を有効に使えるよう助言した。

技術士会として留意すべき事項

他士業さんと複数で相談会のテーブルに着くが、技術士は聞き役が多い。今回を例に、4テーブルがあれば常にふさがっているわけでもないのでも少なくとも2人もしくは3人が参加してもおかしくない。ビブスも古いデザインが気にかかる。他士業は新しくデザインを刷新している。他士業の動向はつかめてないが、オンライン研修なども含め防災の年間計画に入れるべきかもしれません。

今回、相談者を見て感じることは、参加して「ほっとしてか」涙を流す女性も複数見ました。誰に相談してわからない環境にこのような相談会の役割があるような気がしました。技術士として、参加することにより見える一面があると思いました。

対象災害：牧之原市竜巻被害
支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員（記録者）氏名：松世 麻理子
同行防災支援員氏名：岡井 政彦
現地への交通手段：岡井氏の自家用車に分乗、往復84km、高速道路使用（東名久能山～吉田IC往復片道890円）
支援場所：牧之原市健康福祉センターさざんか
支援対象者：
支援日時：2025年9月18日（木）10:00～12:30（2時間半）
本日の自治体対応：電話での問い合わせに対応いただいた。
本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、中小企業診断士、行政書士、建築士会
支援業務内容：本日午前中は6件の相談があった。 6件中3件の内容を紹介する。 1件目 相談者は吉田町でアパートを探したいという相談だった。牧之原市のアパートで被災したが、9/5の午前に住民票を牧之原市から吉田町に移していた。吉田町役場でアパートを借りる上での補助について相談したところ、牧之原市で相談するように言われたとのこと。ペットの犬がいるため、町営住宅には入れない。 弁護士さんと行政書士さんが牧之原市の担当課に連絡したところ、半壊以上なら牧之原市の制度が吉田町のアパートを借りるのに使えるとのこと。急いでアパートを借りるなら、家主に補助制度を利用することを説明するように、また、罹災証明をもらって半壊以上でなかったら、また相談するようにと助言した。 2件目 相談者は半壊未満の場合に修理代の支援はないのかという相談だった。保険未加入で、半壊未満のため国の支援はあてにできないが、それでは修理代が工面できない。市の支援はないのか市に伝えてほしい、罹災証明が遅い、手続きの順番がわからない、とのこと。要望を市に伝える、手続きの順番がわからない件は窓口が集約されるのでわかりやすくなると伝えた。一部損壊ならまた相談してほしい、社会福祉協議会に連絡すれば無料で片付けをしてくれると助言した。 3件目 相談者は個人事業主の夫婦で罹災証明、被災証明をどう使えばよいかという相談だった。住宅の罹災証明について一通り説明した。事業に使用する工場と車庫については国の補助制度は使えず商工会議所が窓口となるため、牧之原市ビジネスサポートデスク「まきサポ」に相談するように予約を取った。また、確定申告の雑損控除(税理士)、個人事業税や自動車税（藤枝財務事務所）、固定資産税の減免制度(吉田町)、雇用調整助成金（静岡法務局）について助言した。
技術士会として留意すべき事項 技術士は聞いているのみだが、相談者はときどきこちらにも顔を向けて同意を求めたりするので、常に傾聴する姿勢が必要と感じた。 感情的な相談者に落ち着いてもらうようなコミュニケーション能力も必要と感じた。

対象災害：牧之原市竜巻被害

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員（記録者）氏名：馬淵 大幾

同行防災支援員氏名：

現地への交通手段：自家用車、往復25km $25\text{km} \times 20\text{円}/\text{km} = 500\text{円}$

支援場所：牧之原市健康福祉センターさざんか

支援対象者：

支援日時：2025年9月20日（土）13:00～16:00

本日の自治体対応：市の職員が数名常駐

本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士

支援業務内容：本日の相談件数は20件だった。罹災証明に関する相談が15件、その他の相談が5件だった。

罹災証明の被害認定の程度に応じて、受けられる支援内容がことなるので、被害の認定に関する相談が多く、建築士が対応した。罹災証明の被害認定作業は行政職員が行うため、建築士による被害の程度を再確認する相談だった。行政職員の判断と、建築士の判断では、被害の程度の認識が異なり、建築士がみて罹災証明の被害認定が怪しい場合には、再調査を要請するように助言した。

家財・自動車等の被害については、雑損所得として確定申告すれば税金が軽減される等の助言を税理士がした。

技術士としての助言はできなかったが、一級建築士として建築士会の人たちと罹災証明の被害認定に関する助言を行った。罹災証明の再調査を申請するには、それなりの根拠が必要で士業連絡会での相談結果を、その根拠として行政が取り扱うようになっているようである。建築士が現場を調査して判断できれば良いが、現実的には困難なので、被災者に写真を沢山撮影して、再度相談に来るように助言した。

一般の方が被災建物の、どの部位をどのようなアングルで写真を撮影すれば良いか等判断できないだろうから、建築士が写真を撮影することでも被災者支援になるのではないかと感じた。しかし、人手が無く現実的ではないので、建築科の学生にボランティアとして写真撮影する活動をしてもらえれば一助になると思った。

技術士会として留意すべき事項

被災者の生活相談では、専門的な技術的相談はないので、技術士を忘れて被災者に寄り添う姿勢で対応することが重要である。被災者の関心は生活再建に向けての支援を受けたいの一点であることに留意する必要がある。

また、他の士業とコミュニケーションを図り、顔が見える人間関係を築くことも重量である。

防 災 支 援 員 現 地 支 援 活 動 記 録 9 / 1 5

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

対象災害：2025年9月5日の台風15号の豪雨災害（竜巻）による被災者支援活動

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会の支援活動に参加

防災支援員（記録者）氏名：牧野 好秀

同行防災支援員氏名：なし

現地への交通手段：自家用車 往復 30 k m

支援場所：牧之原市静波 牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」

支援対象者：専門家による生活なんでも相談

支援日時：2025年9月21日 10：00～13：00

本日の自治体対応：罹災証明書発行 再調査、支援金、義援金および応急住宅の申請受付

本日の他士業等活動状況：弁護士会、司法書士会、行政書士会、建築士会など12名程度

支援業務内容：

罹災証明を受け取りに来られた方への、支援制度の説明と申請窓口への案内業務を、弁護士会や司法書士会の会員と組んで、3ブースで対応した。

私の対応したのは「全壊」3件、「中規模半壊」1件、「準半壊」1件、「一部損壊」1件であった。

1. 判定に不服の方が1件おられたが、市としての判定の基準が公表されておらず、発行された資料だけではよく分からないため、再調査へ会い、写真で損壊箇所を説明することを勧めた。
2. 同じ敷地にある2棟（母屋と離れ）が被災され、1棟が「全壊」状態であるが、もう1棟が「一部損壊」なので判定が2分の1の「半壊」になってしまい、両棟とも支援金がもらえないケースがあった。尚、別々に申請して、それぞれの判定をもらった方もいましたので、被災者にやさしい判定が望まれます。

技術士会として留意すべき事項

今回は罹災証明書をもらった方への案内が主な業務であった。しかし、被災者はこれからどうすればよいか悩んでおり、他の士業の方々と共に話を聴いてあげることが大切であると感じました。

対象災害：牧之原市竜巻被害

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員（記録者）氏名：岩田 良明

同行防災支援員氏名：

現地への交通手段：自己車両(交通費不要)

支援場所：牧之原市健康福祉センターさざんか

支援対象者：

支援日時：2025年9月22日（月）12:30～16:00（3時間30分）

本日の自治体対応：無し

本日の他士業等活動状況：弁護士、司法書士、建築士会、税理士、中小企業診断士、行政書士

支援業務内容：罹災証明の発行が開始され、準半壊と半壊では大きな差が生じるため罹災証明書受領後、士業連絡会の相談ブースへ来場され正確に評価されているかなどを確認の方がほとんどであった。

被害状況は罹災調査時の資料(縮小されたA4版やプリントアウトされた被災写真)を持参される方がほとんどで加えてスマホに保存された写真と見比べながらの相談のため、1世帯30分から1時間を要するケースがほとんどであった。今回の竜巻被害は

1. 窓ガラスの破損から屋根の破壊に至ったケース
 2. 瓦等の飛来物が壁を損壊したケース
 3. 瓦が飛散し下地材が損壊あるいはその後の降雨により雨漏り→壁や床のシミや材料の剥離など
- 様々な被害が生じている。

被害評価に対する助言は、資料不足のため弁護士会や建築士会でもできず再度資料を準備し災相談を依頼した案件がほとんどであった。また台風後の降雨に備え業者がブルーシートで屋根を被覆したため、住民が被害状況を把握していないケースも見受けられた。

ブースが2つに分かれているため正確な相談件数は把握できないが概ね2ブースで10世帯程度の相談者であった。

技術士会として留意すべき事項

建築や税金など専門職の方々の活躍で順調に相談は進んでおり、浸水被害や土砂災害時のように技術士会が助言するようなケースは少なかった。

相談風景

2025年9月15日 牧之原市健康福祉センターさざんか
山之上会員撮影

11/15



4. 被災者支援活動交通費

生活なんでも相談会（静岡県災害対策土業連絡会） 牧之原市総合福祉センター 2025/9/11～当面 10:00～16:00

日付	相談会参加者						
	馬淵大幾	岩田良明	山之上誠	松世麻理子	牧野好秀	加藤信之	岡井政彦
9月14日					○	○	
9月15日			○				○
9月18日				○			○
9月20日	○						
9月21日					○		
9月22日		○					
集計	1	1	1	1	2	1	2
交通費	自家用車		自家用車	静岡鉄道	自家用車(9/14)	自家用車	自家用車（9/18日分）
	（往復） 25Km × 20 円 500 円		（往復）84km × 20 円 1,680 円	新清水～ 県運動場 240 円	（往復）30km × 20 円 600 円	（往復）200k m × 20 円 4,000 円	（往復）80km × 20 円 1,600 円
			高速道路	新静岡～新清水 350 円	自家用車(9/21)	高速道路	高速道路
			（往復）日本平 ～吉田 1,780 円	静鉄最寄り駅 ～ 会場 岡井の車に 同乗	（往復）30km × 20 円 600 円	（往復）愛鷹ス マート IC～吉 田 4,640 円	日本平～吉田 890 円 吉田～静岡 810 円
縦計	¥500		¥3,460	¥590	¥1,200	¥8,640	※9/15 山之上の車に 同乗 ¥3,300

総合計¥17,690

対象災害：島田市金谷の宅地斜面崩壊の現地調査

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員(記録者)氏名：日高 久芳

同行防災支援員氏名：山之上 誠

現地への交通手段：日高の自家用車に分乗、国1BP使用(片道47km 往復94km 1,880円)

支援場所：島田市金谷城山町2506・2506-10

位置図

支援対象者：斜面上方住宅の住民及び斜面下方住宅の住民と土地所有者

本日の自治体等対応：島田市社会福祉協議会3名

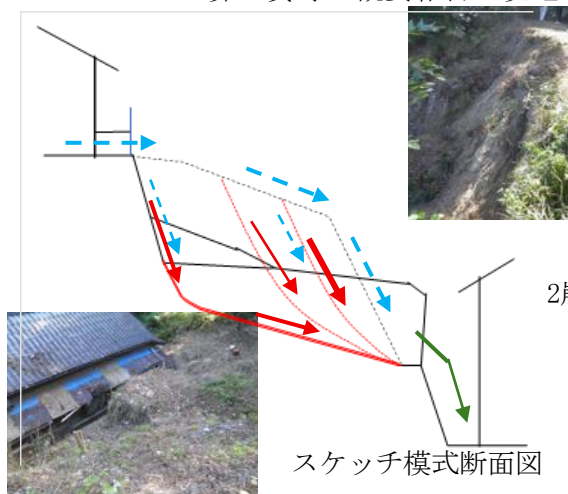
調査日時：2025年10月6日

本日の他士業等活動状況：弁護士2名、技術系ボランティアの責任者1名



支援業務内容：位置図に示す二棟の住宅の間にある斜面で崩壊が発生した。斜面と宅地は寺社所有の土地で借地とのことである。崩壊の滑落崖は上部住宅のベランダの直下で、崩土は下方斜面住宅の石積み壁を越えて住宅を直撃したが、下方住宅の損傷は崩土の状況に比べてやや軽微である。また、崩土の一部は斜面内に残存している。

士業連絡会の永野弁護士は崩壊の発生メカニズムや崩壊斜面の安定性、対策工の概要や概算工費等の概要報告と現地での応急対策についての助言を求められた。



スケッチ模式断面図

崩壊の発生メカニズムは、上部住宅の斜面下方から向かって左側の斜面の裾部に湧水があり、その湧水が崩壊斜面に流出し、斜面を洗掘した。これにより下方住宅裏の石積み工上部の急斜面で表層崩壊が発生し、斜面の脚部は安定を失った。また、地表水の洗掘で土塊のブロック化が進み崩壊は逐次上部に波及し、現在の滑落崖付近の表層土はストンと落下するように滑り落ち、斜面内に残存している。

2崩壊斜面の安定性については、石積み壁の天端にせり出すような様相の部分を除けば、常時的には問題ないものと推定される。ただし、滑落崖の背後には斜面に向かって左側では背後1m程度の範囲に2~3条のヘアークラックが認められ、湧水箇所に近いこともあり、滑落崖の後退が懸念される。また、上部住宅の基礎コンクリートとの接合部に開きが認められ、住宅の幅の

1/2程度まで滑落崖が後退し、放置すれば住宅の転倒・滑落も懸念される。

3対策工法は下方住宅背後の石積み工をブロック積壁等に変更することが好ましい。その計画位置や根入れ深さに留意が必要である。場合によっては鉄筋類挿入工やアンカー工との併用が必要となる場合も考えられる。

施工延長は比較的短いものの施工費は1千万程度が必要と考えるのが無難である。

4シート被覆工はできるだけ早急に行い、また、工事の湧水に対しては崩壊斜面に流入しないように土嚢積で阻止し、軽微な土水路で斜面の下方に導くこととした。これらの位置の概略は現地で決定した。

5現場にて上記1~4を説明し、被災者は転居を望んでいるとのこと、その方向で今後検討していくこととなった。

技術士会として留意すべき事項

1

これまでの土砂災害の支援活動は、ほとんどが弁護士会からの依頼によるもので、このため、技術士会が被災者の支援活動のすべてを行うことはなく、他士業の被災者支援に必要な土砂災害の機構的な事項や考えられる復旧工法とその工費等に対する所見が求められることが多いと思われる。

2

士業連絡会から依頼のある現場は、大きな現場ではなく、むしろ網の目から漏れたような小規模なことが多い。できるだけ安価で簡便な、一般的な対応とすることが望ましいと考えるが、くれぐれも見落としや評価ミス等が無いように留意が必要である。担当は小回りが利くように2名程度で担当し必要に応じて人数を追加し、基本的には主担当と照査担当的な立場の分担で、支援活動を遂行するのがよいと考えられる。

2025年10月6日現地調査報告 島田市金谷宅地斜面崩壊現場
山之上会員撮影



6. 現地地盤崩壊調査交通費

島田市金谷の宅地斜面崩壊の現地調査
島田市金谷城山町 2506・2506-10 崩壊現場
2025 年 10 月 6 日 13:00～15:00

日付	参加者	
	山之上 誠	日高久芳
10 月 6 日	○	○
集計	1	1
交通費		自家用車 (往復) 94km ×20 円 1,880 円 ¥1,880
合計		